

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和二年二月十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第一号

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
東京都北区立公園条例の一部を改正する条例（令和元年十二月東京都北区条例第
三十五号）の施行期日は、令和二年三月七日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の任用等に関する規則を公布する。

令和二年二月十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二号

会計年度任用職員の任用等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)
第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)
の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第一項に規定する教育公務員(区立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師に限る。)
の任用等に関する事項は、別に定める。

(職及び任用数)

第二条 会計年度任用職員の職及び任用数は、任命権者が別に定める。

(任用)

第三条 会計年度任用職員は、職員の競争試験及び選考に関する規則(昭和五十三年特別区人事委員会規則第五号)第二條第七號の規定に基づき、その職の職務遂行能力を有する者のうちから、選考により任命権者が任用する。

2 会計年度任用職員の任用の手續は、任命権者が別に定める。

3 会計年度任用職員の選考の方法は次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 包括委任選考（職員の採用・昇任等に関する一般基準（平成十三年三月二十九日特別区人事委員会決定。以下「一般基準」という。）十三（二）に規定する人事委員会が別に定める職の選考をいう。）により採用する会計年度任用職員
任命権者が別に定める方法

二 個別委任選考（一般基準十三（三）に規定する職の選考をいう。）により採用する会計年度任用職員
特別区人事委員会の承認を得て任命権者が別に定める方法

4 選考は、公募によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

一 会計年度任用職員の職に必要とされる職務遂行能力、公署の所在地がへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から、公募により難いと任命権者が認める場合

二 前年度に設置されていた職又は当該年度に設置されている職（以下これらの職を「当該職」という。）に任用されていた会計年度任用職員を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接及び当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合

5 前項第二号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」

という。)の上限回数については、任命権者が別に定める。

6 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。

一 第四項第二号の規定による能力の実証の結果が良好であること。
二 業務遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がなく勤務することが可能であること。

三 別表の上欄に掲げる事由に応じ、同表の中欄に掲げる欠勤等の日数及び回数を換算した同表の下欄に定める換算後の欠勤等の日数が、原則として任用期間における所定の勤務日数の二分の一に達していないこと。

四 前年度及び当該年度において法第二十九条及び職員の懲戒に関する条例(昭和五十年三月東京都北区条例第四号)に規定する懲戒処分を受けていないこと。

(任期)

第四条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が別に定める。

2 会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、任命権者が別に定めるところにより、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

2 任命権者は、第二条、第三条第三項及び第五項、前条並びに前項の規定により任命権者が別に定めるとされた各権限を、部長（東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）第九条に規定する部長、室長及び担当部長、保健所長、会計管理室長並びに東京都北区教育委員会事務局処務規則（平成三年三月東京都北区教育委員会規則第一号）第三条に規定する部長及び担当部長並びに区議会事務局長をいう。以下同じ。）に委任することができる。

3 前項の規定による権限の委任を受けた部長は、会計年度任用職員の任用状況について、任命権者に対し、定期に報告するものとする。

付 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 会計年度任用職員の任用等に関し、必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第三条関係）

事 由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
-----	------------	------------

遅参又は早退	無届欠勤	私事欠勤	休職
三回	一日	一日	一日
一日	四日	三日	一日

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年二月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第三号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都北区稲田こどもクラブの項中「東京都北区稲田こどもクラブ」を「東京都北区稲田こどもクラブ第一」に改め、同項の次に次のように加える。

東京都北区稲田こどもクラブ第二	五〇
-----------------	----

別表第一東京都北区堀船つくしクラブの項中「東京都北区堀船つくしクラブ」を「東京都北区堀船つくしクラブ第一」に改め、同表東京都北区堀船つくしクラブの二の項中「東京都北区堀船つくしクラブ二」を「東京都北区堀船つくしクラブ第二」に改め、同表東京都北区田端かえでクラブの項及び東京都北区田端ぽふらクラブの項を次のように改める。

東京都北区田端ぽふらクラブ第一	四〇
東京都北区田端ぽふらクラブ第二	四〇

別表第一東京都北区滝四もみじクラブ第一の項の前に次のように加える。

東京都北区田端ぽぷらクラブ第三

四五

別表第一東京都北区柳田みどりクラブの項中「東京都北区柳田みどりクラブ」を「東京都北区柳田みどりクラブ第一」に改め、同項の次に次のように加える。

東京都北区柳田みどりクラブ第二

四〇

別表第一東京都北区四岩小いちようクラブの項中「東京都北区四岩小いちようクラブ」を「東京都北区四岩小いちようクラブ第一」に改め、同項の次に次のように加える。

東京都北区四岩小いちようクラブ第二

四〇

別表第一東京都北区王二なかよしクラブの項中「四〇」を「六五」に改め、同表東京都北区滝小子どもクラブ第二の項の次に次のように加える。

東京都北区滝小こどもクラブ第三

四〇

別表第二東京都北区稲田こどもクラブの項中「東京都北区稲田こどもクラブ」を「東京都北区稲田こどもクラブ第一」に改め、同項の次に次のように加える。

東京都北区稲田こどもクラブ第二

別表第二東京都北区堀船つくしクラブの項中「東京都北区堀船つくしクラブ」を「東京都北区堀船つくしクラブ第一」に改め、同表東京都北区堀船つくしクラブの二の項中「東京都北区堀船つくしクラブ二」を「東京都北区堀船つくしクラブ第二」に改め、同表東京都北区柳田みどりクラブの項中「東京都北区柳田みどりクラブ」を「東京都北区柳田みどりクラブ第一」に改め、同項の次に次のように加える。

東京都北区柳田みどりクラブ第二

別表第二東京都北区四岩小いちようクラブの項中「東京都北区四岩小いちようクラブ」を「東京都北区四岩小いちようクラブ第一」に改め、同項の次に次のように

加える。

東京都北区四岩小いちようクラブ第二

別表第二に次のように加える。

東京都北区滝小こどもクラブ第三

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
を公布する。

令和二年二月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第四号

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例（令和元年十二月東京都北区条例第三十六号）中別表第一に東京都北区立道音坂児童遊園の項を加える改正規定の施行期日は、令和二年三月二十八日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和二年二月二十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条政策経営部の部財政課の項の次に次のように加える。

情報政策課

第八条危機管理室の部を次のように改める。

危機管理室

防災・危機管理課

第八条区民部の部区民情報課の項を削り、同条生活環境部の部リサイクル清掃課の項中「リサイクル生活係」及び「計画事業係」を削る。

第十条財政課の部の次に次のように加える。

情報政策課

- 一 情報通信政策の推進に関すること。
- 二 情報システムの運用管理に関すること。
- 三 情報セキュリティに関すること。
- 四 社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。
- 五 地域情報化の推進に関すること。

第十条広報課の部中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同部に次のように加える。

課務担当主査

一 区のイメージ戦略及びシテイプロモーションの推進に関すること。

第十一条の二中「各課」を「の課」に改め、同条防災課の部を次のように改める。

防災・危機管理課

一 防災会議に関すること。

二 災害対策本部に関すること。

三 地域防災計画に関すること。

四 消防関係機関との連絡調整に関すること。

五 消防団に関すること。

六 災害対策業務の実施に関すること。

七 防災無線通信に関すること。

八 風水害の避難に関すること。

九 小災害罹災者の応急援護に関すること。

十 災害弔慰金の支給等に関すること。

十一 危機管理の総合調整及び対策に関すること。

十二 危機管理に関する調査及び研究に関すること。

十三 国民保護協議会に関すること。

十四 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

十五 国民保護計画に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、区長が命ずる危機管理に関すること。

十七 室の庶務に関すること。

十八 室の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。

課務担当主査

一 区民防災組織に関すること。

二 防災意識の高揚及び啓発に関すること。

三 防災訓練に関すること。

四 防災施設の設置及び維持管理に関すること。

課務担当主査

一 生活安全の推進に関すること。

第十一条の二危機管理課の部を削る。

第十一条の三地域振興課の部地域振興係の項第八号中「友好都市（国内）交流」

を「地域のきずなづくり」に改め、同部中

「課務担当主査

一 区の文化施策に関すること。」

を

「課務担当主査

一 友好都市（国内）交流及び都市間連携の推進に関すること。

課務担当主査

一 区の文化施策に関すること。

第十二条 区民情報課の部を削り、同条 戸籍住民課の部 戸籍住民係の項 第五号中

「課内他の係に属しない」を「部の庶務に関する」に改め、同項に次の二号を加える。

六 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。

七 部内他の課、係に属しないこと。

第十二条 国保年金課の部中

「一 特定健診及び特定保健指導の計画、評価並びに統計に関すること。」を

「一 特定健康診査及び特定保健指導の計画、評価並びに統計に関すること。」

二 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険事業の連絡調整に関すること。」

改める。

第十二条の二 リサイクル清掃課の部を次のように改める。

リサイクル清掃課

一 リサイクル活動推進組織の運営及び連絡調整に関すること。

- 二 リサイクル活動拠点の整備計画及び運営に関すること。
 - 三 環境教育及び啓発事業に関すること。
 - 四 ごみ減量化の推進に関すること。
 - 五 清掃・リサイクル事業の企画調整に関すること。
 - 六 分別収集計画に関すること。
 - 七 清掃事務所との連絡調整に関すること。
 - 八 資源循環推進審議会に関すること。
 - 九 一般廃棄物処理計画に関すること。
 - 十 災害廃棄物に関すること。
 - 十一 北清掃工場との連絡調整に関すること。
 - 十二 部の庶務に関すること。
 - 十三 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
 - 十四 部内他の課に属しないこと。
- 第十二条の三健康推進課の部健康係の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同部健康づくり推進係の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同部滝野川健康支援センターの項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条高齢福祉課の部高齢福祉係の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 いきがい活動センターに関すること。

第十二条の三保健予防課の部に次のように加える。

課務担当主査

一 予防接種に関すること。

第十四条まちづくり推進課の部中「無電柱化チャレンジ支援事業」を「無電柱化チャレンジ事業」に、「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）」を「都市防災不燃化促進事業」に、「十条駅周辺のまちづくり」を「十条地区のまちづくり事業の実施」に、

「三 十条地区の防災都市づくり推進計画に関すること。

四 十条地区の住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）に関する
こと。

を

五 十条地区の都市防災不燃化促進事業に関すること。

六 十条地区の防災まちづくり事業に関すること。

」

「三 十条地区の住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）に関する
こと。

四 十条地区の都市防災不燃化促進事業に関すること。

に、

五 十条地区の木密地域不燃化10年プロジェクトに関すること。

六 十条地区の防災街区整備事業に関すること。

」

「十条駅付近連続立体化」を「十条駅付近連続立体交差事業及び関連する道路事業の調整」に、

「二 十条駅付近連続立体化に関する道路計画等に関すること。」

を「二 十条地区

三 十条地区の都市計画道路等に関すること。」

の東京都施行による都市計画道路事業の調整に関すること。」に、「十条駅西口地区再開発の総合調整」を「十条駅西口地区市街地再開発事業」に改め、同条住宅課の部住宅計画係の項を次のように改める。

住宅計画係

- 一 住宅施策の企画立案に関すること。
- 二 住宅マスタープランに関すること。
- 三 小規模都営住宅の移管計画及び調整に関すること。
- 四 区営住宅の供給に関すること。
- 五 高齢者住宅の供給に関すること。
- 六 住宅に係る調査統計及び情報に関すること。
- 七 住まいの改修に係る支援に関すること。
- 八 定住化等の促進に関すること。
- 九 高齢者等の住宅支援事業に関すること。

十 居住支援協議会に関すること。

十一 マンションの適正な管理の促進に関すること。

十二 マンション建替えの円滑化に関すること。

十三 課内他の係に属しないこと。

第十四条住宅課の部住宅管理係の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同部課務担当主查の項第一号中「新築又は改築に係る建築物」を「中高層建築物の建築」に改め、同項第二号中「（他に規定するものを除く。）」を削り、同部に次のように加える。

課務担当主查

一 空家等対策の推進に関すること。

二 空家等対策審議会に関すること。

第十四条建築課の部中「の耐震診断及び耐震改修」を「及びマンションの耐震診断、耐震改修等」に、「老朽家屋の除却」を「ブロック塀耐震アドバイザーの派遣及びブロック塀等の除却等」に改め、

「課務担当主查

一 空家等の対策に関すること。

二 空家等対策審議会に関すること（他に規定するものを除く。）。

を削る。

三 住宅支援協議会に関すること（他に規定するものを除く。）。

別表第一第五号中(一)を削り、(二)を(一)とし、同表第六号(一)中「上十条二の二七の一
九」を「十条仲原一の二〇の一〇」に、「十条駅西口の再開発」を「十条駅西口市
街地再開発事業」に改める。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一第六号の改正規
定は、同年三月三十日から施行する。